学生各位

学務部学生支援課

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した 学生に対する令和6年度後期分授業料免除の措置について

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響により、家計が急変した世帯で、 授業料の納付が困難な学生に対し、令和6年度後期分授業料免除(家計急変)を実施し ます。申請を希望する学生は、学生支援課免除担当窓口までご相談ください。

記

## 1 免除の措置

新型コロナウイルス感染症による影響に伴う家計急変後の所得状況に応じて 令和6年度後期分授業料を免除する。

## 2 免除の基準

事由発生後の所得状況に基づき、①及び②のいずれも満たすこと。

- ① 生計維持者が新型コロナウイルス感染症に関する公的支援を受けている場合,又は事由発生後の生計維持者(原則父母2名)全体の所得が,令和元年度~令和5年度のいずれかの年度の所得と比較し,1/2以下となっていること。(所得の算出方法は,直近三ヶ月分を4倍したもの)
- ②事由発生後の所得が本学の授業料免除制度における基準を満たすこと。
- ※修学支援新制度を申請している場合は、新制度による支援との差額分が免除対象となります (新制度において授業料が2/3支援され、今回の授業料免除制度で全額免除となった場合、残り 1/3の授業料が授業料免除制度で免除されます)
- 3 対象者

全学生(非正規生を除く)

4 申請期限 令和6年10月11日(金)必着 (持参の場合は17:00まで) ※すでに授業料免除書類を提出した者で、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と して授業料免除を希望する場合は、免除担当へ申し出てください。

## 《免除担当》

学務部学生支援課(五福キャンパス)〒930-8555 富山市五福3190番地

TEL: 076-445-6087 FAX: 076-445-6092